

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 4 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 26 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 8 月 5 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 14 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 6 月 4 日

金融庁長官 三國谷勝範

(参考)「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条第 1 項第 14 号に該当

被審人は、東京証券取引所マザーズ市場に上場されているバリューコマース株式会社の株券につき、その株価の安値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、平成 20 年 10 月 3 日午前 9 時 50 分ころから同月 7 日午後零時 34 分ころまでの間、3 取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、B 証券株式会社を介し、直前約定値より安値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、連続して売り注文を成行で発注して安値で約定させるなどの方法により、別表「買付状況」欄記載の同株券合計 66 株の買付け及び同表「売付状況」欄記載の同株券合計 97 株の売付けを行い、同株券の株価を 11000 円から 8270 円まで引き下げるなどし、もって、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

○ 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 174 条第 1 項、第 8 項、金融商品取引法第 159 条第 2 項第 1 号、平成 20 年政令第 369 号による改正前の金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号、金融商品取引法第 176 条第 2 項

○ 課徴金計算の基礎

(1) 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 174 条第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 97 株に、同条第 8 項の規定により、当該違反行為の開始時にその時における価格（11,000 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において売付けをしている数量 164 株を加えた 261 株であり、当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は 87 株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（87 株）に係るものについて、当該有価証券の売付け等の価額から、買付け等の価額を控除した額

(11,000 円×87 株)

－ (8,200 円×10 株+8,260 円×1 株+8,270 円×2 株+8,310 円×1 株
+8,330 円×3 株+8,340 円×2 株+8,360 円×3 株+8,430 円×1 株
+8,470 円×1 株+8,770 円×2 株+8,810 円×1 株+8,830 円×3 株
+8,870 円×1 株+8,900 円×1 株+8,920 円×3 株+9,170 円×3 株
+9,230 円×1 株+9,310 円×1 株+9,330 円×2 株+9,370 円×1 株
+9,420 円×2 株+9,430 円×1 株+9,450 円×1 株+9,470 円×1 株

+9,510円×1株+9,520円×4株+9,530円×7株+9,540円×1株
+9,550円×1株+9,570円×2株+9,610円×1株+9,830円×2株
+9,870円×1株+9,910円×1株+10,030円×1株+10,070円×1株
+10,130円×1株+10,180円×1株+10,210円×1株+10,270円×1株
+10,350円×1株+10,420円×1株+10,430円×1株+10,470円×1株
+10,550円×1株+10,570円×2株+10,650円×1株+10,700円×2株
+10,800円×1株+10,850円×1株)

=150,070円

及び

② 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量(261株)が買付け等の数量(87株)を超えていることから、当該超える数量(174株)と当該違反行為の終了した日から1月以内に行われた当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量(635株)のうちいずれか少ない数量である売付け等対当数量(174株)に係るものについて、当該有価証券の売付け等の価額から、買付け等の価額を控除した額

(8,200円×10株+8,210円×5株+8,270円×1株+8,330円×2株
+8,340円×1株+8,350円×4株+8,360円×2株+8,370円×1株
+8,380円×3株+8,390円×1株+8,400円×2株+8,420円×1株
+8,430円×1株+8,440円×2株+8,470円×1株+8,500円×8株
+8,540円×7株+8,900円×2株+9,000円×1株+9,510円×1株
+9,600円×2株+9,610円×2株+10,100円×1株+10,180円×1株
+10,210円×1株+10,270円×1株+10,300円×10株+10,350円×1株
+10,400円×4株+10,410円×2株+10,420円×3株+10,550円×1株
+10,650円×1株+10,660円×3株+10,700円×2株+10,800円×1株
+10,850円×1株+11,000円×81株)

－(8,820円×1株+8,830円×1株+8,850円×16株+8,860円×17株
+8,870円×3株+8,910円×2株+8,930円×2株+8,950円×4株
+8,970円×3株+9,020円×3株+9,040円×2株+9,050円×1株
+9,070円×6株+9,080円×1株+9,090円×2株+9,100円×3株
+9,110円×2株+9,120円×1株+9,130円×1株+9,150円×1株
+9,170円×1株+9,180円×1株+9,200円×8株+9,210円×3株
+9,270円×1株+9,350円×1株+9,370円×1株+9,410円×1株
+9,430円×1株+9,470円×2株+9,510円×1株+9,520円×2株
+9,530円×3株+9,540円×2株+9,550円×2株+9,560円×1株
+9,570円×2株+9,610円×1株+9,630円×2株+9,650円×9株
+9,660円×1株+9,670円×1株+9,680円×2株+9,690円×1株
+9,700円×3株+9,730円×2株+9,750円×2株+9,770円×3株)

+9,810 円×2 株+9,820 円×1 株+9,830 円×1 株+9,850 円×20 株
+10,000 円×18 株)
=114,100 円
の合計額 264,170 円となる。

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

(別表)

取引年 月日 (平成20年)	買付状況		売付状況	
	買付名義	株数 (株)	売付名義	株数 (株)
10月3日	A	8	A	12
10月6日	A	33	A	30
10月7日	A	25	A	55
	合計	66	合計	97